

# 特定非営利活動法人日本障害者協議会

## 2015 年度事業計画

認定 NPO 法人となった日本障害者協議会（以下、JD）は、これまで以上に社会的責任を認識しながら活動をすすめていく。

本年は、障害者権利条約（以下、権利条約）締約国が提出する NGO としての報告書づくりに日本障害フォーラム（以下、JDF）と連携した関与をはじめ、権利条約の理念の具現化と、障害のある人の暮らしむきの好転のために事業・活動を計画し、実施していく。

以下、2015 年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会（JDF と一体）、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとに整理し、JD 全体として重要な事項と合わせて計画し、実施する。

### 【重点事項】

本年度、時下の状況に鑑み、次の点を重要事項と位置づけて取り組むこととする。

#### ① 権利条約について

・JD ブックレットや「えほん 障害者権利条約」（藤井克徳著、<sup>ちようぶん</sup>汐文社発行）などを活用し、権利条約を広く社会に知らせていく。

・2016 年 2 月までにまとめられる政府報告の重要性に鑑み、その内容に注目し、必要に応じて提言を行う。一方、JDF を中心に作成されるパラレルレポートの充実に努め、加盟団体の様々な意見や実態把握の調査などを共有しながら、障害のある人の実態や支援の現状を踏まえたレポート作成に貢献していく。

#### ② コミュニケーションなどに配慮が求められる障害のある人の参画について

・JD の様々な会議や決定の場などに多様な障害のある人が参画していくために、どのような配慮や工夫、環境整備が必要なのか、障害のある人を中心とした検討の場を設ける。将来的にはあらゆる障害のある人の参画をめざすが、その第一歩として、知的障害のある人の参画を進めるために知的障害のある人が中心となったワーキンググループ（WG）を設定し検討を行う。

・本年度後半には JD の会議などへの参加をめざす。

#### ③ 戦後 70 年について

・戦後 70 年である本年、戦争が多くの人を生ま出し、戦時下には障害のある人が非人道的な扱いをされた歴史に学び、障害のある人の立場から平和を考える場としてサマースクール開催（3-（2）②）を企画するなど、障害のある人の権利保障と反戦・平和を一体化して社会へ啓発していく。

#### ④ 財政基盤の土台構築について

・財政基盤は運動の根幹である。財源づくりに結びつく企画、実施に努め、支える人を広げていくために賛助会員を広げ、認定 NPO 法人を取得したことを契機に寄附者の拡大を図る。

## 1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

### (1) 政策提言の検討

法制度改正や権利条約などの動向を踏まえ、政策委員会として検討し、提言を行なっていく。特に、以下の諸点を考慮する。

① 厚生労働省の検討会等で、総合支援法の附則第 3 条に伴う見直し議論において、総合福

祉部会の骨格提言が尊重・重視され、その具体化を図っていくための、提言を行なっていく。

- ② 障害者差別解消法の基本方針や、対応要領・対応指針が議論されていく中で、JDF と連携しながら、差別解消法が実効性あるものとなるように働きかけていく。
  - ③ 社会保障全体が見直されている今日、個人が尊重される普般的な生活保障システムを提言する。
  - ④ 権利条約の履行状況のモニタリングのための調査・検討を行い、報告書づくりに寄与していく。
- (2) 障害者基本法の見直しや障害者基本計画の検証  
障害者基本法の見直し議論を進めるために必要な改正事項を提言する。また、上記の権利条約のモニタリングと密接に関連する障害者基本計画の検証作業を行なっていく。
- (3) シンポジウムや学習会等の開催  
政策に関して問題や課題が提起され、JD として共有されたときなど、必要に応じて、シンポジウムや学習会等を開催する。
- (4) タイムリーな意見表明や要望等の提出  
障害者政策委員会をはじめ、障害に関する様々な国の審議会等の進行や内容に合わせて、政策提言、意見、要望を随時、表明する。  
また、法律や制度の改正を求める障害当事者の裁判等を支援し、必要に応じて JD としての意見書や要望書を提出する。
- (5) 上記の検討作業を通して、JD としての政策提言書づくりをめざす。

## 2. 国際活動

- (1) アジア太平洋地域におけるミレニアム開発目標 (MDGs) および持続可能な開発目標 (SDGs) は、障害者がめざすインクルーシブ社会の実現に向けて取り組まれるべき重要な課題を包含している。現在、ポスト MDGs として、SDGs について検討されているが、これを権利条約に準じ障害者の観点を含めることを、JDF 等と連携して国へ働きかけていく。また、民間レベルでも周知され理解を得られるよう引き続き啓発運動を展開していく。
- (2) 国際連合、アジア太平洋地域における交流  
9月1～3日、東京で開催されるアジア太平洋 CBR (地域に根ざしたリハビリテーション) 会議に JD からも参加し、会議の成功に協力する。

## 3. 国会および中央省庁に向けての行動ほか対外活動

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、JD 正会員 (加盟) 団体の相互理解促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、障害分野のみならず、高齢、女性、子ども、貧困などの近接領域との交流に努め、実効力が伴う運動を図る。

JD でまとめた政策提言や見解を、政府や各政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

- (1) 国会および政党、省庁等に向けた活動  
権利条約締約国にふさわしい、当事者主体の政策実現に向けて、様々な面から働きかけていく。課題に応じて、タイムリーな企画を実施していく。
- (2) 講座・学習会・シンポジウム等の開催  
権利条約の周知拡散を常に意識し、状況に応じた市民の興味・関心の高いもの、新しい切り口のテーマを設定し、多数の参加が得られるものを企画する。具体的には以下のものを企画する。
  - ①政策会議 総会の同日午後、正会員 (加盟) 団体関係者はじめ広く参加を呼びかけ、権利

条約とパラレルレポートの意義を周知し学習の場とする。

日時：5月23日（土）13時～16時半

場所：戸山サンライズ2階 大研修室

テーマ：パラレルレポートの活用

#### ②サマースクール2015

日時：8月28日（金）13時～17時

場所：憲政記念館 講堂

テーマ：戦後70年と障害者

- ・講演『沖縄戦の心の傷が今に問うもの』

講師：蟻塚亮二氏 精神科医、メンタルクリニックなごみ所長

- ・パネルディスカッション <障害者の戦争体験> コーディネーター 藤井克徳
- ・若者からの発言

#### ③連続講座・・・年度後半に実施するが、タイムリーな企画とするためテーマは未定。

(3) JD 役員はじめ JD 内外の協力者による講師派遣事業を引き続き実施する。

(4) JDF 等との協同・連携

JDF の委員会に引き続き参画し連携し、JDF の活性化に寄与するとともに、障害種別、分野、考え方の違いを越えて団体が丸となった JD 本来の積極的な運動に努める。

## 4. 広報活動

広報委員会による編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎とし、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 政策委員会や企画委員会等による講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JD の広報誌としての役割を増進し、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、口コミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。
- (2) 障害関連団体をはじめ、社会保障分野の諸団体や関係者の購読者層を広げることを常に意識し、「すべての人の社会」の普及を図る。
- (3) 障害問題啓発のための冊子として引き続き JD ブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。
- (4) JD が企画・編集する障害と福祉の事典の出版に向けて準備を進める。権利条約をベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD 理事や正会員（加盟）団体に協力を得ながら、出版に向けた編集委員会を組織し進める。

## 5. 情報通信活動

権利条約締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けた活動を引き続き行う。同時に、情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に引き続き取り組む。

- (1) 権利条約実現に向けた情報の共有化を図る。JDが構成団体となっている「めざす会」などでの情報通信活動を担う。
- (2) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。
- (3) JDのホームページを、アクセシブルで、よりわかりやすく、使いやすいものとする。また、正会員（加盟）団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめICT活用のための相談活動を図る。

## 6. 社会啓発活動

権利条約の理念および日本の障害分野の現状と課題を、関係者や関係団体のみならず、高齢、女性、子ども、貧困などの近接分野や一般市民にまで周知することに努める。

障害の理解を広げ啓発するための具体的な活動として、JD やJDF 等で発行している情報誌、冊子、DVD、パンフレットおよびイエローリボン関連グッズ等を、チラシやホームページなどを活用し普及に努める。

## 7. 関連事業

- (1) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）の取り組み  
基本合意文書を、骨格提言、差別禁止部会意見と同等の重要政策文書と位置づけ、訴訟団との連携を引き続き強めていく。また、めざす会の活動に引き続き積極的に取り組み、事務局を担っていく。
- (2) 権利条約周知と報告書に関わる取り組み  
パラレルレポートについての学習を内容とした政策会議（3（2）①）をはじめ、JDF 等と連携しながら報告書の内容充実への積極的な関与に努める。
- (3) 社会支援雇用研究会  
研究会を引き続き行い、社会支援雇用制度についての共感を得られるように一定の提言を公表し、関係団体の意見を求め、実現を図る。

## 8. 法人格に適合する整備および組織・財政の強化

認定 NPO 法人の認定を昨年度末の 3 月 10 日に拝受した JD は、認定 NPO 法人として必要な諸規程類など実務面の整備とともに、社会的責任を認識しながら、市民運動団体としての活動の強化を図る。

また、実務の基盤となる総務委員会の増員・強化および実行力を伴った委員会体制の整備と運営を図る。

- (1) 会員の拡大  
組織強化と運動の活性化を図る上から、正会員の拡大と、声を上げにくい比較的小規模な団体の運動の支援を常に念頭に置き同等に考える。  
賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会を捉えて JD についての広報と理解を深める活動を継続する。
- (2) 寄附の募集  
認定 NPO 法人には寄附者の数の要件（3000 円以上の寄附者数が年平均 100 人以上）が課される。財政強化および、認定 NPO 法人継続のため、日頃から寄附の募集に努める。
- (3) 理事会・専門委員会の活性化  
理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努める。新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。  
専門委員会（①政策、②国際、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。
- (4) 事務局の整備等  
事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。